○伊達市既存店舗等施設整備費補助金交付要綱

令和元年７月１日告示第13号

改正

令和３年６月１日告示第106号

令和６年８月５日告示第145号

伊達市既存店舗等施設整備費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の小規模事業者が、魅力ある店舗づくりに取り組む場合における、店舗等の改装若しくは改修又は店舗等と一体となって機能を果たす備品の購入に要する費用に対し補助金を交付することについて、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、小規模事業者とは、日本標準産業分類（令和５年総務省告示第256号）に定める製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業又はサービス業（娯楽業及び宿泊業は除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については、５人以下）の事業主を言う。

（対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に事業所を有する小規模事業者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

(１)　次条に規定する対象業種を営む者

(２)　市税を完納している者

(３)　伊達市暴力団排除条例（平成24年伊達市条例第３号）第２条第１号から第３号までの規定に該当するものでないこと。

(４)　第６条に規定する対象経費について、他の制度により補助金等の交付を受けていない者

（対象業種）

第４条　補助金の交付の対象となる業種は、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業及び娯楽業とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に該当する場合は、対象としない。

(１)　大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第２条第２項に規定する大規模小売店及び当該小売店の敷地内にある店舗

(２)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）第２条第１項第１号から第５号までに掲げる営業を行う店舗

(３)　風俗営業法第２条第５項に掲げる性風俗関連特殊営業を行う店舗

(４)　フランチャイズによる店舗

（対象事業）

第５条　補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、来客者にとって魅力ある店舗づくりを行う事業とし、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(１)　店舗等の集客力を向上させるための事業

(２)　店舗等の来客者の利便性を向上させるための事業

(３)　店舗等の業務効率化を図るための事業

（対象経費）

第６条　補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当する費用とする。

(１)　店舗等の内装若しくは外装に係る工事又は店舗等と一体となって機能する設備の設置等に要する費用

(２)　店舗等と一体となって機能を果たす備品の購入に要する費用

２　この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、前項各号の施工を依頼する場合において、市内の事業所を活用するよう努めなければならない。ただし、当該施工が市内の事業者では困難な場合又は当該施工を行うことができる事業者が市内に無い場合は、この限りではない。

（補助金の額等）

第７条　補助金の額は、対象経費の２分の１以内の額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度として、予算の範囲内の額とする。

２　補助金の交付は、同一の店舗等に対して、１回限りとする。

（交付申請）

第８条　規則第５条の規定による補助金等の交付の申請を行う場合における同条第１号の書類は事業計画書（様式第１号）とし、同条２号の書類は収支予算書（様式第２号）とし、同条第３号の市長が必要と認める書類は次に掲げる書類とする。

(１)　業種を確認する書類

ア　飲食サービス業に該当する場合は、飲食営業許可証の写し

イ　前ア以外に営業許可が必要な場合は、その許可証の写し

(２)　市税の完納証明書

(３)　改装等の内容及び積算の内容を確認できる図面並びに見積書の写し等の書類

(４)　改装等を行う箇所の施行前の現状が分かる写真及び図面等

(５)　店舗の所有又は賃借を確認できる書類

ア　店舗を所有していることを確認できる書類

イ　同意書（様式第３号）

(６)　誓約書（様式第４号）

２　事業計画書（様式第１号）の提出にあたっては、商工会の所見を求めるものとする。

（実績報告）

第９条　規則第15条の規定による補助事業等実績報告書を提出する場合における同条第１号の書類は収支決算書（様式第５号）とし、同条第２号の市長が必要と認める書類は次に掲げる書類とする。

(１)　事業実績書（様式第６号）

(２)　改装等の内容及び積算の内容を確認できる図面並びに請求書の写し等の書類

(３)　対象経費の支払を確認できる領収書等の写し

(４)　改装等を行った施工後の現状が分かる写真及び図面等

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条　市長は、補助金の交付決定の通知又は補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(１)　対象事業を実施した店舗等で補助金の額等の決定通知の日から起算して２年以上継続して営業を行わないとき。ただし、交付決定者等の責めに帰さない事情によるときは、この限りでない。

(２)　法令並びに規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

（書類の保管）

第11条　交付決定者等は、対象事業に関する収支状況等を明らかにした会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して、５年間保存しなければならない。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（有効期限）

２　この要綱の有効期限は、令和９年３月31日までとする。ただし、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附　則（令和３年６月１日告示第106号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年８月５日告示第145号）

この告示は、公布の日から施行する。